



# 山形県公報

令和3年11月24日(水)  
第258号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会定例会の招集……………(財政課) ……1137
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……1138
- 公共測量の実施の通知……………(農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(最上総合支庁農村整備課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会11月定例会の招集……………1139

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 同……………(庄内総合支庁建築課) ……1145
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(監査委員) ……1150

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第874号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和3年12月2日山形市に招集する。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第875号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程(昭和36年12月県告示第1001号)の一部を次のように改正する。  
第2条の表中「年0.80%」を「年0.70%」に改める。

#### 附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年10月18日から適用する。
- 令和3年10月18日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第876号**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程**

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.80パーセント」を「年0.70パーセント」に改める。

**附 則**

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、令和3年10月18日から適用する。
- 2 令和3年10月18日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**山形県告示第877号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形地方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
南陽市赤湯、同市二色根及び同市柵塚地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年12月1日から令和4年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（登記所備付地図作成基準点設置作業及び細部測量）

**山形県告示第878号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営宇津森地区土地改良事業に係る換地処分をした。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第879号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
赤川流域（酒田市南部及び東田川郡三川町北部）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和3年11月15日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**教育委員会関係**

**告 示**

**山形県教育委員会告示第13号**

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

令和3年11月24日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年11月25日（木） 午後3時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室

3 議 題

- (1) 市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定について
- (2) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                 | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |     |
|--------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|-----|
|                    |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |     |
| 県営太田町アパ<br>ート1号    | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用 | 23,800<br>円             | 27,500<br>円                        | 31,400<br>円                        | 35,500<br>円                        | 40,500<br>円 | 46,800<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           | 単身可 |
| 同                  | 同                 | 同    | 74.0                          | 1    | 同   | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500      | 46,800                             |                                    |     |
| 同<br>2号            | 同                 | 同    | 74.0                          | 2    | 同   | 23,800                  | 27,500                             | 31,400                             | 35,500                             | 40,500      | 46,800                             |                                    |     |
| 同<br>3号            | 同                 | 2DK  | 60.3                          | 1    | 同   | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200      | 38,300                             |                                    | 単身可 |
| 同                  | 同                 | 3DK  | 74.0                          | 2    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800      | 47,000                             |                                    | 同   |
| 同                  | 同                 | 同    | 74.0                          | 3    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800      | 47,000                             |                                    |     |
| 同<br>4号            | 同                 | 2DK  | 60.3                          | 1    | 同   | 19,500                  | 22,500                             | 25,800                             | 29,100                             | 33,200      | 38,300                             |                                    | 単身可 |
| 同                  | 同                 | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,900                  | 27,600                             | 31,600                             | 35,700                             | 40,800      | 47,000                             |                                    |     |
| 同<br>春日アパー<br>ート3号 | 同 春日五丁<br>目2-43   | 同    | 75.6                          | 1    | 同   | 25,800                  | 29,800                             | 34,100                             | 38,500                             | 44,000      | 50,800                             |                                    | 単身可 |
| 同                  | 同                 | 同    | 75.6                          | 1    | 同   | 25,800                  | 29,800                             | 34,100                             | 38,500                             | 44,000      | 50,800                             |                                    |     |
| 同<br>玉の木アパ<br>ート   | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800      | 27,500                             |                                    |     |
| 同                  | 同                 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                             | 18,400                             | 20,800                             | 23,800      | 27,500                             |                                    | 単身可 |
| 同<br>成島アパー<br>ート1号 | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 16,000                  | 18,400                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200      | 31,400                             |                                    |     |
| 同                  | 同                 | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 16,000                  | 18,400                             | 21,100                             | 23,800                             | 27,200      | 31,400                             |                                    | 単身可 |

|                  |                 |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-----------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 米沢中央ア<br>パート1号 | 同 中央七丁<br>目5-77 | 同   | 68.7 | 1 | 同 | 22,800 | 26,400 | 30,200 | 34,000 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 2号             | 同               | 同   | 68.7 | 1 | 同 | 22,000 | 25,400 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,200 | 单身可 |
| 同                | 同               | 同   | 68.7 | 2 | 同 | 22,000 | 25,400 | 29,100 | 32,800 | 37,500 | 43,200 | 同   |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3  | 同   | 68.2 | 1 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,200 | 42,900 |     |
| 同                | 同               | 同   | 68.2 | 1 | 同 | 21,800 | 25,200 | 28,800 | 32,500 | 37,200 | 42,900 |     |
| 同 2号             | 同               | 同   | 68.8 | 1 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 |     |
| 同 3号             | 同               | 同   | 69.9 | 1 | 同 | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 |     |
| 同                | 同               | 同   | 69.9 | 1 | 同 | 23,100 | 26,600 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,300 | 单身可 |
| 同 4号             | 同               | 2DK | 62.1 | 1 | 同 | 20,700 | 23,900 | 27,300 | 30,800 | 35,200 | 40,600 | 同   |
| 同                | 同               | 3DK | 75.4 | 2 | 同 | 25,100 | 29,000 | 33,200 | 37,400 | 42,800 | 49,300 | 同   |
| 同 5号             | 同               | 同   | 75.4 | 2 | 同 | 25,200 | 29,100 | 33,300 | 37,600 | 42,900 | 49,600 |     |
| 同                | 同               | 同   | 75.4 | 1 | 同 | 25,200 | 29,100 | 33,300 | 37,600 | 42,900 | 49,600 | 单身可 |
| 同 相生アパー<br>ト1号   | 同 相生町7<br>-65   | 同   | 69.2 | 2 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 34,000 | 38,800 | 44,800 |     |
| 同                | 同               | 同   | 69.2 | 1 | 同 | 22,800 | 26,300 | 30,100 | 34,000 | 38,800 | 44,800 | 单身可 |
| 同 2号             | 同               | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 24,000 | 27,800 | 31,700 | 35,800 | 40,900 | 47,200 |     |
| 同                | 同               | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 24,000 | 27,800 | 31,700 | 35,800 | 40,900 | 47,200 | 单身可 |



|                 |                            |     |      |   |                   |        |        |        |        |        |        |     |
|-----------------|----------------------------|-----|------|---|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同               | 同                          | 4DK | 71.5 | 2 | 同                 | 18,000 | 20,800 | 23,800 | 26,800 | 30,700 | 35,400 |     |
| 同 白鷹アパー<br>ト    | 西置賜郡白鷹町<br>大字荒砥乙1482<br>一1 | 3DK | 55.7 | 1 | 同                 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 | 单身可 |
| 同               | 同                          | 同   | 55.7 | 2 | 同                 | 12,600 | 14,600 | 16,700 | 18,800 | 21,500 | 24,800 |     |
| 同 あらとアパ<br>一ト1号 | 同 725<br>一1                | 同   | 74.4 | 1 | 特定目的用<br>（論、備、特別） | 23,800 | 27,500 | 31,500 | 35,500 | 40,600 | 46,800 | 单身可 |
| 同 飯豊アパー<br>ト    | 同 飯豊町<br>大字萩生3893一<br>3    | 同   | 59.4 | 1 | 一般用               | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,300 | 29,300 |     |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

(1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。



(2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

#### 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年12月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和3年12月7日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

#### 5 入居の時期 令和4年2月上旬

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年11月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                           |                                         |                                         |                                         | 摘要     |                                         |                                         |     |
|----------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|--------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|-----|
|                |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者<br>円 |        | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者<br>円 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者<br>円 |     |
| 県営美原アパ<br>ート1号 | 鶴岡市美原町18<br>-1 | 3DK  | 74.2                          | 1    | 一般用 | 19,700                       | 22,700                                  | 26,000                                  | 29,300                                  | 33,500 | 38,700                                  | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                | 单身可 |
| 同 東部アパ<br>ート1号 | 同 朝陽町6<br>-25  | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                       | 16,300                                  | 18,600                                  | 21,000                                  | 24,000 | 27,700                                  |                                         | 同   |
| 同 2号           | 同 6<br>-5      | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,100                       | 16,300                                  | 18,600                                  | 21,000                                  | 24,000 | 27,700                                  |                                         | 单身可 |
| 同 3号           | 同 6<br>-6      | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 14,100                       | 16,300                                  | 18,600                                  | 21,000                                  | 24,000 | 27,700                                  | 单身可                                     |     |
| 同 同            | 同 同            | 同    | 58.0                          | 2    | 同   | 14,900                       | 17,200                                  | 19,700                                  | 22,200                                  | 25,400 | 29,300                                  | 单身可                                     |     |
| 同 同            | 同 同            | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 14,900                       | 17,200                                  | 19,700                                  | 22,200                                  | 25,400 | 29,300                                  | 同                                       |     |
| 同 茅原アパ<br>ート2号 | 同 北茅原町9        | 同    | 58.4                          | 1    | 同   | 15,700                       | 18,100                                  | 20,700                                  | 23,300                                  | 26,700 | 30,800                                  | 同                                       |     |
| 同 同            | 同 同            | 同    | 63.9                          | 1    | 同   | 17,200                       | 19,800                                  | 22,700                                  | 25,600                                  | 29,200 | 33,700                                  | 单身可                                     |     |
| 同 城南アパ<br>ート1号 | 同 城南町9<br>-34  | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,300                       | 21,200                                  | 24,200                                  | 27,300                                  | 31,200 | 36,000                                  | 单身可                                     |     |
| 同 同            | 同 同            | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 18,800                       | 21,700                                  | 24,800                                  | 28,000                                  | 32,000 | 37,000                                  | 单身可                                     |     |
| 同 2号           | 同 9<br>-30     | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,300                       | 21,200                                  | 24,200                                  | 27,300                                  | 31,200 | 36,000                                  | 单身可                                     |     |
| 同 同            | 同 同            | 同    | 62.6                          | 1    | 同   | 18,300                       | 21,200                                  | 24,200                                  | 27,300                                  | 31,200 | 36,000                                  | 单身可                                     |     |
| 同 未広アパ<br>ート1号 | 同 未広町23<br>-63 | 2LDK | 69.3                          | 2    | 同   | 22,700                       | 26,200                                  | 30,000                                  | 33,800                                  | 38,600 | 44,600                                  | 单身可                                     |     |
| 同 同            | 同 同            | 3DK  | 69.3                          | 1    | 同   | 22,700                       | 26,200                                  | 30,000                                  | 33,800                                  | 38,600 | 44,600                                  | 单身可                                     |     |



|                   |                               |     |      |   |                          |        |        |        |        |        |        |     |
|-------------------|-------------------------------|-----|------|---|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>3号           | 同<br>21-14                    | 同   | 61.0 | 1 | 同                        | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,000 | 同   |
| 同<br>東泉アパー<br>ト2号 | 同<br>東泉町四<br>丁目15-22          | 同   | 62.6 | 2 | 同                        | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 |     |
| 同                 | 同                             | 同   | 64.2 | 1 | 同                        | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 | 单身可 |
| 同<br>3号           | 同                             | 同   | 62.6 | 1 | 同                        | 18,500 | 21,300 | 24,400 | 27,500 | 31,400 | 36,300 |     |
| 同                 | 同                             | 同   | 64.2 | 2 | 同                        | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 |     |
| 同<br>鳥海アパー<br>ト1号 | 同<br>富士見町<br>三丁目2-118         | 同   | 69.2 | 1 | 同                        | 23,000 | 26,500 | 30,300 | 34,200 | 39,100 | 45,100 |     |
| 同                 | 同                             | 同   | 69.2 | 1 | 同                        | 23,000 | 26,500 | 30,300 | 34,200 | 39,100 | 45,100 | 单身可 |
| 同<br>3号           | 同                             | 2DK | 54.5 | 1 | 同                        | 18,200 | 21,100 | 24,100 | 27,200 | 31,100 | 35,900 |     |
| 同<br>北新町アパー<br>ト  | 同<br>北新町一<br>丁目1-58           | 同   | 55.0 | 1 | 同                        | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 |     |
| 同                 | 同                             | 同   | 55.0 | 1 | 同                        | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | 单身可 |
| 同                 | 同                             | 同   | 55.0 | 1 | 特定目的用<br>施設（特別<br>養護施設等） | 19,400 | 22,400 | 25,600 | 28,900 | 33,000 | 38,100 | 同   |
| 同                 | 同                             | 3DK | 64.3 | 1 | 一般用                      | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 |     |
| 同<br>余目アパー<br>ト   | 同<br>東田川郡庄内町<br>余目字大塚93-<br>1 | 同   | 62.6 | 1 | 同                        | 15,900 | 18,400 | 21,000 | 23,700 | 27,100 | 31,300 | 单身可 |
| 同<br>狩川アパー<br>ト   | 同<br>狩川字山居22                  | 同   | 58.0 | 1 | 同                        | 12,500 | 14,400 | 16,500 | 18,600 | 21,200 | 24,500 | 同   |
| 同<br>遊佐アパー<br>ト   | 同<br>鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2      | 同   | 59.3 | 1 | 同                        | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 |     |
| 同                 | 同                             | 同   | 59.3 | 1 | 同                        | 13,600 | 15,700 | 18,000 | 20,300 | 23,200 | 26,800 | 单身可 |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から選考する。
- (3) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年12月2日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和3年12月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和4年2月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和3年9月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年11月24日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 監査対象機関        | 指 摘 事 項                                 | 措 置 の 内 容                                                                                                                                        |
|---------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 最上総合支庁総務企画部   | 執行管理体制が適切でないものがある。                      | 起案者による、決裁印及び決裁日の記入・システム上の処理の確認を徹底するほか、総務課担当職員においてもシステム上の処理状況を毎日確認することを徹底する。併せて、朝礼等の機会を捉え、職員へ注意喚起する。                                              |
| 最上総合支庁保健福祉環境部 | 支出事務が適切でないものがある。                        | 認定事務チェックシートを作成し、複数の職員で事務の進捗管理を徹底するとともに、システム入力後は起案に「システム入力済」とゴム印を押印することにより、入力漏れによる支払遅延を防止する。<br>また、市町村に依頼するダブルチェックの項目に、新規認定者の記載の有無を追加し、確認漏れを防止する。 |
| 置賜総合支庁保健福祉環境部 | 前年度会計の監査において指摘された事項について、改善を行っていないものがある。 | 請求書の受理遅延防止のため、債権が発生する原因となる起案や経過の記録が回覧された時点で、支払予定時期が記載されたチェックシートを作成し、適宜支払状況を確認する。                                                                 |

|               |                                                |                                                                                                                                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内総合支庁総務企画部   | <p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>                   | <p>産業廃棄物該当の有無や業務別の契約書作成など、必要な手続を明記した産業廃棄物収集運搬・処分用の事務手続チェックシートを作成する。</p> <p>また、事務手続チェックシートを起案文書に添付することで、必要な事務手続を可視化し、業務管理者も確認することにより、手続の漏れを防ぐよう改善した。</p>                               |
|               | <p>契約の締結又は履行が適切でないものがある。</p>                   | <p>事務手続チェックシートに契約保証金事務の項目を追加する。</p> <p>また、事務手続チェックシートを起案文書に添付することで、必要な事務手続を可視化し、業務管理者も確認することにより、手続の漏れを防ぐよう改善した。</p>                                                                   |
| 庄内総合支庁保健福祉環境部 | <p>支出事務が適切でないものがある。</p>                        | <p>請求書保管者と納品確認者が同一で、他の職員によるチェック機能が働かなかったことが発生要因であることから、請求書が届き次第、経理担当者に提出するよう、事務処理の流れを見直した。また、定期刊行物のチェックシートを作成し、遅延がないよう業務管理者が3箇月ごとに確認する。</p>                                           |
| 庄内総合支庁産業経済部   | <p>補助金等の交付事務が適切でないものがある。</p>                   | <p>事務執行チェックシートに補助金の精算払に係る項目を追加するとともに、進捗管理表を新たに作成し、業務総括者が各補助金事務の進捗状況を月1回確認する。併せて、所属長から全職員に対し事務の適正化と進捗管理について再チェックするように指示するとともに、週1回の係単位ミーティングでコミュニケーションを密にし、業務の進捗管理を行うことにより再発防止に努める。</p> |
| 村山総合支庁建設部     | <p>前年度会計の監査において注意された事項について、改善を行っていないものがある。</p> | <p>前年度監査の注意事項については改善策を講じたものの、複数回契約変更を行った場合の契約保証金の考え方について、口頭で所管課へ確認する中で、取扱いに誤りが生じた。そのため、重要なものは文書で確認するなど記録に残し、誤りがないように努める。また、回答があった場合は、他の総合支庁などにも情報を共有し、互いに確認し合うことで再発防止に努める。</p>        |

|            |                  |                                                                                                                     |
|------------|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 入札事務が適切でないものがある。 | 委託業務の中で冬期補正を適用する項目がある場合は、委託設計書の表紙に冬期補正割増があることを必ず明記する。また、設計書チェックリストに今回事例の新たなチェック項目を追加するとともに、担当者全員へ改善点の説明を行い、周知を徹底する。 |
|            | 入札事務が適切でないものがある。 | 設計書チェックリストに今回事例を追記するとともに、土木設計業務は、冬期歩掛補正の対象外である旨を担当者全員へ説明し周知を徹底する。                                                   |
| 消費生活・地域安全課 | 入札事務が適切でないものがある。 | 入札にあたって事前確認を徹底するとともに、入札執行手順書のチェック欄、留意事項欄等を追加し記載内容を改めた。また、予定価格書について、入札価格の取り違えがないよう、「入札書比較価格」を太枠で囲むなど、様式を修正した。        |

正 誤

| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ  | 行 | 誤   | 正        |
|------------|-----------|------|---|-----|----------|
| 平成28.12.27 | 第2808号    | 1371 | 2 | 本人印 | ※<br>本人印 |